

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 ? 号  
2 0 1 7 年 8 月 ? 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 「苦情処理会議の拒否」についての申し入れ

会社は、8月8日に開催された苦情処理会議の事前審理において、組合員から申告があった「一方的な休日勤務指定について」の苦情申告票について、「労働協約及び就業規則等の適用及び解釈に疑義が生じていない」として一方的に苦情処理会議の開催を拒否した。労働協約272条には「労働協約及び就業規則等の適用及び解釈に苦情を有する場合は、その解決を苦情処理会議に請求することができる」とある。また、第286条には「事前審理において申告を受けた苦情内容が、苦情として取り扱うことが適当であると認められる場合を除き、これを却下する」となっている。会社窓口が主張する「疑義が生じていない」という理由はどこにも記載されていない。従って以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

### 記

1. 8月8日の苦情処理会議の事前審理において会社は、「労働協約、就業規則の適用に疑義が生じていない」として一方的に苦情処理会議の開催を拒否した。会社による労働協約272条及び286条の勝手な拡大解釈を押しつけてきたことが原因である。従って、組合側に謝罪し拒否した苦情処理会議を早急に開催すること。
2. 組合員から苦情申告票があがった場合は、事前審理で労働協約13章「苦情処理等」第1節「苦情処理」を基に速やかに苦情処理会議を開催すること。

以上